

下水道用設計標準歩掛表（令和5年度版）の改定

新旧対照表

—第1巻 管路—

下水道用設計標準歩掛表の一部改定 第1巻 管路

頁	改定趣旨	現 行			
18	機械指定事項の変更	(4) 機械運転単価表			
		機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
		小 型 バ ッ ク ホ ウ	クローラ型 排出ガス対策型 (第1次基準値) 山積 0.08m ³ /平積 0.06m ³	機-23	機械掘削工 運転労務数量→1.00 燃料消費量→18 機械損料数量→1.78
			クローラ型 排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積 0.13m ³ /平積 0.1m ³	機-18	運転労務数量→1.00 燃料消費量→25 機械損料数量→1.78
		バ ッ ク ホ ウ	クローラ型 排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積 0.28m ³ /平積 0.2m ³	機-1	運転労務数量→1.00 燃料消費量→12 機械損料数量→1.78
			クローラ型 クレーン機能付 吊能力 2.9t 排出ガス対策型 (第1次基準値) 山積 0.45m ³ /平積 0.35m ³		
			又は、 クローラ型 排出ガス対策型 (第1次基準値) 山積 0.45m ³ /平積 0.35m ³		
			クローラ型 クレーン機能付 吊能力 2.9t 排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積 0.8m ³ /平積 0.6m ³		
			又は、 クローラ型 排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積 0.8m ³ /平積 0.6m ³		
		ク ラ ム シ ェ ル	油圧クラムシェル テレスコピック式 平積 0.4m ³	機-1	運転労務数量→0.16 燃料消費量→16 機械損料数量→1.0
		小 型 バ ッ ク ホ ウ	クローラ型 排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積 0.08m ³ /平積 0.06m ³	機-23	立坑掘削工 運転労務数量→1.00 燃料消費量→12 機械損料数量→1.78
		備考 立坑掘削工の小型バックホウ山積 0.08m ³ の運転日当り運転時間は、4.3時間とする。			

頁	改定趣旨	改 定			
22	機械指定事項の変更	(3) 機械運転単価表			
		機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
		小 型 バ ッ ク ホ ウ	クローラ型 排出ガス対策型 (第1次基準値) 山積 0.08m ³ /平積 0.06m ³	機-23	運転労務数量→1.00 燃料消費量→18 機械損料数量→1.78
			クローラ型 排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積 0.13m ³ /平積 0.1 m ³	機-18	運転労務数量→1.00 燃料消費量→25 機械損料数量→1.78
		バ ッ ク ホ ウ	クローラ型 排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積 0.28m ³ /平積 0.2 m ³	機-1	運転労務数量→1.00 燃料消費量→12 機械損料数量→1.78
			クローラ型 クレーン機能付 吊能力 2.9t 排出ガス対策型 (第1次基準値) 山積 0.45m ³ /平積 0.35m ³		
			又は、 クローラ型 排出ガス対策型 (第1次基準値) 山積 0.45m ³ /平積 0.35m ³		
			クローラ型 クレーン機能付 吊能力 2.9t 排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積 0.8 m ³ /平積 0.6 m ³		
			又は、 クローラ型 排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積 0.8 m ³ /平積 0.6 m ³		

工 種 名	管 路 施 設 (開削工法)			
改 定				
	(4) 機械運転単価表			
	機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
	小 型 バ ッ ク ホ ウ	クローラ型 排出ガス対策型 (第1次基準値) 山積 0.08m ³ /平積 0.06m ³	機-23	機械掘削工 運転労務数量→1.00 燃料消費量→ 18 17 機械損料数量→1.78
		クローラ型 排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積 0.13m ³ /平積 0.1m ³	機-18	運転労務数量→1.00 燃料消費量→ 25 23 機械損料数量→1.78
	バ ッ ク ホ ウ	クローラ型 排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積 0.28m ³ /平積 0.2m ³	機-1	運転労務数量→0.16 燃料消費量→5.9
		クローラ型 クレーン機能付 吊能力 2.9t 排出ガス対策型 (第1次基準値) 山積 0.45m ³ /平積 0.35m ³		運転労務数量→0.16 燃料消費量→8.6
		又は、 クローラ型 排出ガス対策型 (第1次基準値) 山積 0.45m ³ /平積 0.35m ³		
		クローラ型 クレーン機能付 吊能力 2.9t 排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積 0.8m ³ /平積 0.6m ³		運転労務数量→0.16 燃料消費量→15
		又は、 クローラ型 排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積 0.8m ³ /平積 0.6m ³		
	ク ラ ム シ ェ ル	油圧クラムシェル テレスコピック式 平積 0.4m ³	機-1	運転労務数量→0.16 燃料消費量→ 16 15 機械損料数量→1.0
	小 型 バ ッ ク ホ ウ	クローラ型 排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積 0.08m ³ /平積 0.06m ³	機-23	立坑掘削工 運転労務数量→1.00 燃料消費量→ 12 11 機械損料数量→1.78
		備考 立坑掘削工の小型バックホウ山積 0.08m ³ の運転日当り運転時間は、4.3時間とする。		

工 種 名	管 路 施 設 (開削工法)			
改 定				
	(3) 機械運転単価表			
	機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
	小 型 バ ッ ク ホ ウ	クローラ型 排出ガス対策型 (第1次基準値) 山積 0.08m ³ /平積 0.06m ³	機-23	運転労務数量→1.00 燃料消費量→ 18 17 機械損料数量→1.78
		クローラ型 排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積 0.13m ³ /平積 0.1 m ³	機-18	運転労務数量→1.00 燃料消費量→ 25 23 機械損料数量→1.78
	バ ッ ク ホ ウ	クローラ型 排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積 0.28m ³ /平積 0.2 m ³	機-1	運転労務数量→0.16 燃料消費量→5.9
		クローラ型 クレーン機能付 吊能力 2.9t 排出ガス対策型 (第1次基準値) 山積 0.45m ³ /平積 0.35m ³		運転労務数量→0.16 燃料消費量→8.6
		又は、 クローラ型 排出ガス対策型 (第1次基準値) 山積 0.45m ³ /平積 0.35m ³		
		クローラ型 クレーン機能付 吊能力 2.9t 排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積 0.8 m ³ /平積 0.6 m ³		運転労務数量→0.16 燃料消費量→15
		又は、 クローラ型 排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積 0.8 m ³ /平積 0.6 m ³		

下水道用設計標準歩掛表の一部改定 第1巻 管路

頁	改定趣旨	現 行			
25	機械指定事項の変更	(3) 機械運転単価表			
		機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
		ダンプトラック	10 t 積級	機-22	運転労務数量→1.00 燃料消費量→62 機械損料数量→1.29
			4 t 積級		運転労務数量→1.00 燃料消費量→34 機械損料数量→1.29
			2 t 積級		運転労務数量→1.00 燃料消費量→22 機械損料数量→1.29
28	機械指定事項の変更	(2) 機械運転単価表			
		機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
		バックホウ	クローラ型 クレーン機能付 吊能力 1.7t 吊 排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積 0.28 m ³ /平積 0.2 m ³	機-28	運転労務数量→ 1.00 燃料消費量→ 37 機械賃料数量→ 1.64
		バックホウ	クローラ型 クレーン機能付 吊能力 2.9t 吊 排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積 0.45 m ³ /平積 0.35 m ³	機-28	運転労務数量→ 1.00 燃料消費量→ 55 機械賃料数量→ 1.64
29	機械指定事項の変更	(2) 機械運転単価表			
		機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
		バックホウ	クローラ型 クレーン機能付 吊能力 1.7t 吊 排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積 0.28 m ³ /平積 0.2 m ³	機-28	運転労務数量→ 1.00 燃料消費量→ 37 機械賃料数量→ 1.64
31	機械指定事項の変更	(2) 機械運転単価表			
		機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
		バックホウ	クローラ型 クレーン機能付 吊能力 1.7t 吊 排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積 0.28 m ³ /平積 0.2 m ³	機-28	運転労務数量→ 1.00 燃料消費量→ 37 機械賃料数量→ 1.64
		バックホウ	クローラ型 クレーン機能付 吊能力 2.9t 吊 排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積 0.45 m ³ /平積 0.35 m ³	機-28	運転労務数量→ 1.00 燃料消費量→ 55 機械賃料数量→ 1.64
32	機械指定事項の変更	(2) 機械運転単価表			
		機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
		バックホウ	クローラ型 クレーン機能付 吊能力 1.7t 吊 排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積 0.28 m ³ /平積 0.2 m ³	機-28	運転労務数量→ 1.00 燃料消費量→ 37 機械賃料数量→ 1.64

工 種 名	管路施設 (開削工法)				
改 定					
	(3) 機械運転単価表				
	機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項	
	ダンプトラック	10 t 積級	機-22	運転労務数量→1.00 燃料消費量→ 62 58 機械損料数量→1.29	
				4 t 積級	運転労務数量→1.00 燃料消費量→ 34 32 機械損料数量→1.29
				2 t 積級	運転労務数量→1.00 燃料消費量→ 22 21 機械損料数量→1.29
	(2) 機械運転単価表				
	機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項	
	バックホウ	クローラ型 クレーン機能付 吊能力 1.7t 吊 排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積 0.28 m ³ /平積 0.2 m ³	機-28	運転労務数量→ 1.00 燃料消費量→ 37 35 機械賃料数量→ 1.64	
	バックホウ	クローラ型 クレーン機能付 吊能力 2.9t 吊 排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積 0.45 m ³ /平積 0.35 m ³	機-28	運転労務数量→ 1.00 燃料消費量→ 55 52 機械賃料数量→ 1.64	
	(2) 機械運転単価表				
	機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項	
	バックホウ	クローラ型 クレーン機能付 吊能力 1.7t 吊 排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積 0.28 m ³ /平積 0.2 m ³	機-28	運転労務数量→ 1.00 燃料消費量→ 37 35 機械賃料数量→ 1.64	
	バックホウ	クローラ型 クレーン機能付 吊能力 2.9t 吊 排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積 0.45 m ³ /平積 0.35 m ³	機-28	運転労務数量→ 1.00 燃料消費量→ 55 52 機械賃料数量→ 1.64	
	(2) 機械運転単価表				
	機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項	
	バックホウ	クローラ型 クレーン機能付 吊能力 1.7t 吊 排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積 0.28 m ³ /平積 0.2 m ³	機-28	運転労務数量→ 1.00 燃料消費量→ 37 35 機械賃料数量→ 1.64	

下水道用設計標準歩掛表の一部改定 第1巻 管路

頁	改定趣旨	現 行															
36	機械指定事項の変更	4. 機械運転単価表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 械 名</th> <th>規 格</th> <th>適用単価表</th> <th>指 定 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バ ッ ク ホ ウ</td> <td>クローラ型 クレーン機能付 吊能力 1.7t 吊 排出ガス対策型(第2次基準値) 山積 0.28 m³/平積 0.2 m³</td> <td>機-28</td> <td>運転労務数量→1.00 燃料消費量→40 機械賃料数量→1.64</td> </tr> </tbody> </table>				機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項	バ ッ ク ホ ウ	クローラ型 クレーン機能付 吊能力 1.7t 吊 排出ガス対策型(第2次基準値) 山積 0.28 m ³ /平積 0.2 m ³	機-28	運転労務数量→1.00 燃料消費量→40 機械賃料数量→1.64				
機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項														
バ ッ ク ホ ウ	クローラ型 クレーン機能付 吊能力 1.7t 吊 排出ガス対策型(第2次基準値) 山積 0.28 m ³ /平積 0.2 m ³	機-28	運転労務数量→1.00 燃料消費量→40 機械賃料数量→1.64														
47	機械指定事項の変更	(3) 機械運転単価表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 械 名</th> <th>規 格</th> <th>適用単価表</th> <th>指 定 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>油 圧 シ ョ ベ ル 装 着 式 パイプロハンマ杭打機</td> <td>最大起振力 88.3kN(普通型) 49.0kN(低振動型)</td> <td>機-20</td> <td> 運転労務数量→1.00 燃料消費量→56 油圧ショベル山積 0.5m³/平積 0.4m³ 機械損料1名称→排出ガス対策型(第1次基準値) 油圧ショベル山積 0.5m³/平積 0.4m³ 機械損料数量→1.64 機械損料2名称→油圧ショベル装着式(超低騒音型) パイプロハンマ 最大起振力 88.3kN(普通型) 油圧ショベル装着式・可変超高周波型 パイプロハンマ 最大起振力 49.0kN(低振動型) 機械損料数量→1.50 </td> </tr> <tr> <td>クレーン装置付トラック</td> <td>4 t 級, 2.9 t 吊</td> <td>機-21</td> <td> 運転労務数量→1.00 燃料消費量→20 機械損料数量→1.06 </td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 油圧ショベルの損料はバックホウの損料とする。</p>				機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項	油 圧 シ ョ ベ ル 装 着 式 パイプロハンマ杭打機	最大起振力 88.3kN(普通型) 49.0kN(低振動型)	機-20	運転労務数量→1.00 燃料消費量→56 油圧ショベル山積 0.5m ³ /平積 0.4m ³ 機械損料1名称→排出ガス対策型(第1次基準値) 油圧ショベル山積 0.5m ³ /平積 0.4m ³ 機械損料数量→1.64 機械損料2名称→油圧ショベル装着式(超低騒音型) パイプロハンマ 最大起振力 88.3kN(普通型) 油圧ショベル装着式・可変超高周波型 パイプロハンマ 最大起振力 49.0kN(低振動型) 機械損料数量→1.50	クレーン装置付トラック	4 t 級, 2.9 t 吊	機-21	運転労務数量→1.00 燃料消費量→20 機械損料数量→1.06
機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項														
油 圧 シ ョ ベ ル 装 着 式 パイプロハンマ杭打機	最大起振力 88.3kN(普通型) 49.0kN(低振動型)	機-20	運転労務数量→1.00 燃料消費量→56 油圧ショベル山積 0.5m ³ /平積 0.4m ³ 機械損料1名称→排出ガス対策型(第1次基準値) 油圧ショベル山積 0.5m ³ /平積 0.4m ³ 機械損料数量→1.64 機械損料2名称→油圧ショベル装着式(超低騒音型) パイプロハンマ 最大起振力 88.3kN(普通型) 油圧ショベル装着式・可変超高周波型 パイプロハンマ 最大起振力 49.0kN(低振動型) 機械損料数量→1.50														
クレーン装置付トラック	4 t 級, 2.9 t 吊	機-21	運転労務数量→1.00 燃料消費量→20 機械損料数量→1.06														
50	機械指定事項の変更	(4) 機械運転単価表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 械 名</th> <th>規 格</th> <th>適用単価表</th> <th>指 定 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>油 圧 式 杭 圧 入 引 抜 機</td> <td>エンジン式ユニット 排出ガス対策型(第1次基準値) 圧入力 294kN/引抜力 392kN</td> <td>機-24</td> <td> 燃料消費量→40 機械損料数量→1.45 </td> </tr> </tbody> </table>				機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項	油 圧 式 杭 圧 入 引 抜 機	エンジン式ユニット 排出ガス対策型(第1次基準値) 圧入力 294kN/引抜力 392kN	機-24	燃料消費量→40 機械損料数量→1.45				
機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項														
油 圧 式 杭 圧 入 引 抜 機	エンジン式ユニット 排出ガス対策型(第1次基準値) 圧入力 294kN/引抜力 392kN	機-24	燃料消費量→40 機械損料数量→1.45														
52	使用機械の変更	3. 機種を選定 機種を選定は、次表を標準とする。 <table border="1"> <caption>表-12-14 標準使用機種</caption> <thead> <tr> <th>種 目</th> <th>使 用 機 械</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>切 梁 ・ 腹 起 し 設 置</td> <td rowspan="4">ラフテレーンクレーン 排出ガス対策型(第2次基準値) 油圧伸縮ジブ型 25 t 吊</td> </tr> <tr> <td>切 梁 ・ 腹 起 し 撤 去</td> </tr> <tr> <td>タ イ ロ ッ ド 腹 起 し 設 置</td> </tr> <tr> <td>タ イ ロ ッ ド 腹 起 し 撤 去</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 ラフテレーンクレーンは、賃料とする。 2 現地地盤が軟弱な場合や水中に施工する場合などラフテレーンクレーンによる作業が困難な場合は、クローラクレーン等現場条件に適合した機種とすることができる。</p>				種 目	使 用 機 械	切 梁 ・ 腹 起 し 設 置	ラフテレーンクレーン 排出ガス対策型(第2次基準値) 油圧伸縮ジブ型 25 t 吊	切 梁 ・ 腹 起 し 撤 去	タ イ ロ ッ ド 腹 起 し 設 置	タ イ ロ ッ ド 腹 起 し 撤 去					
種 目	使 用 機 械																
切 梁 ・ 腹 起 し 設 置	ラフテレーンクレーン 排出ガス対策型(第2次基準値) 油圧伸縮ジブ型 25 t 吊																
切 梁 ・ 腹 起 し 撤 去																	
タ イ ロ ッ ド 腹 起 し 設 置																	
タ イ ロ ッ ド 腹 起 し 撤 去																	

工 種 名	管路施設(開削工法)															
改 定																
	4. 機械運転単価表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 械 名</th> <th>規 格</th> <th>適用単価表</th> <th>指 定 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バ ッ ク ホ ウ</td> <td>クローラ型 クレーン機能付 吊能力 1.7t 吊 排出ガス対策型(第2次基準値) 山積 0.28 m³/平積 0.2 m³</td> <td>機-28</td> <td> 運転労務数量→1.00 燃料消費量→4037 機械賃料数量→1.64 </td> </tr> </tbody> </table>				機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項	バ ッ ク ホ ウ	クローラ型 クレーン機能付 吊能力 1.7t 吊 排出ガス対策型(第2次基準値) 山積 0.28 m ³ /平積 0.2 m ³	機-28	運転労務数量→1.00 燃料消費量→ 40 37 機械賃料数量→1.64				
機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項													
バ ッ ク ホ ウ	クローラ型 クレーン機能付 吊能力 1.7t 吊 排出ガス対策型(第2次基準値) 山積 0.28 m ³ /平積 0.2 m ³	機-28	運転労務数量→1.00 燃料消費量→ 40 37 機械賃料数量→1.64													
	(3) 機械運転単価表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 械 名</th> <th>規 格</th> <th>適用単価表</th> <th>指 定 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>油 圧 シ ョ ベ ル 装 着 式 パイプロハンマ杭打機</td> <td>最大起振力 88.3kN(普通型) 49.0kN(低振動型)</td> <td>機-20</td> <td> 運転労務数量→1.00 燃料消費量→5652 油圧ショベル山積 0.5m³/平積 0.4m³ 機械損料1名称→排出ガス対策型(第1次基準値) 油圧ショベル山積 0.5m³/平積 0.4m³ 機械損料数量→1.64 機械損料2名称→油圧ショベル装着式(超低騒音型) パイプロハンマ 最大起振力 88.3kN(普通型) 油圧ショベル装着式・可変超高周波型 パイプロハンマ 最大起振力 49.0kN(低振動型) 機械損料数量→1.50 </td> </tr> <tr> <td>クレーン装置付トラック</td> <td>4 t 級, 2.9 t 吊</td> <td>機-21</td> <td> 運転労務数量→1.00 燃料消費量→2019 機械損料数量→1.06 </td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 油圧ショベルの損料はバックホウの損料とする。</p>				機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項	油 圧 シ ョ ベ ル 装 着 式 パイプロハンマ杭打機	最大起振力 88.3kN(普通型) 49.0kN(低振動型)	機-20	運転労務数量→1.00 燃料消費量→ 56 52 油圧ショベル山積 0.5m ³ /平積 0.4m ³ 機械損料1名称→排出ガス対策型(第1次基準値) 油圧ショベル山積 0.5m ³ /平積 0.4m ³ 機械損料数量→1.64 機械損料2名称→油圧ショベル装着式(超低騒音型) パイプロハンマ 最大起振力 88.3kN(普通型) 油圧ショベル装着式・可変超高周波型 パイプロハンマ 最大起振力 49.0kN(低振動型) 機械損料数量→1.50	クレーン装置付トラック	4 t 級, 2.9 t 吊	機-21	運転労務数量→1.00 燃料消費量→ 20 19 機械損料数量→1.06
機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項													
油 圧 シ ョ ベ ル 装 着 式 パイプロハンマ杭打機	最大起振力 88.3kN(普通型) 49.0kN(低振動型)	機-20	運転労務数量→1.00 燃料消費量→ 56 52 油圧ショベル山積 0.5m ³ /平積 0.4m ³ 機械損料1名称→排出ガス対策型(第1次基準値) 油圧ショベル山積 0.5m ³ /平積 0.4m ³ 機械損料数量→1.64 機械損料2名称→油圧ショベル装着式(超低騒音型) パイプロハンマ 最大起振力 88.3kN(普通型) 油圧ショベル装着式・可変超高周波型 パイプロハンマ 最大起振力 49.0kN(低振動型) 機械損料数量→1.50													
クレーン装置付トラック	4 t 級, 2.9 t 吊	機-21	運転労務数量→1.00 燃料消費量→ 20 19 機械損料数量→1.06													
	(4) 機械運転単価表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 械 名</th> <th>規 格</th> <th>適用単価表</th> <th>指 定 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>油 圧 式 杭 圧 入 引 抜 機</td> <td>エンジン式ユニット 排出ガス対策型(第1次基準値) 圧入力 294kN/引抜力 392kN</td> <td>機-24</td> <td> 燃料消費量→4034 機械損料数量→1.45 </td> </tr> </tbody> </table>				機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項	油 圧 式 杭 圧 入 引 抜 機	エンジン式ユニット 排出ガス対策型(第1次基準値) 圧入力 294kN/引抜力 392kN	機-24	燃料消費量→ 40 34 機械損料数量→1.45				
機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項													
油 圧 式 杭 圧 入 引 抜 機	エンジン式ユニット 排出ガス対策型(第1次基準値) 圧入力 294kN/引抜力 392kN	機-24	燃料消費量→ 40 34 機械損料数量→1.45													
	3. 機種を選定 機種を選定は、次表を標準とする。 <table border="1"> <caption>表-12-14 標準使用機種</caption> <thead> <tr> <th>種 目</th> <th>使 用 機 械</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>切 梁 ・ 腹 起 し 設 置</td> <td rowspan="4">ラフテレーンクレーン 排出ガス対策型(第2次基準値 2011 年規制) 油圧伸縮ジブ型 25 t 吊</td> </tr> <tr> <td>切 梁 ・ 腹 起 し 撤 去</td> </tr> <tr> <td>タ イ ロ ッ ド 腹 起 し 設 置</td> </tr> <tr> <td>タ イ ロ ッ ド 腹 起 し 撤 去</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 ラフテレーンクレーンは、賃料とする。 2 現地地盤が軟弱な場合や水中に施工する場合などラフテレーンクレーンによる作業が困難な場合は、クローラクレーン等現場条件に適合した機種とすることができる。</p>				種 目	使 用 機 械	切 梁 ・ 腹 起 し 設 置	ラフテレーンクレーン 排出ガス対策型(第2次基準値 2011 年規制) 油圧伸縮ジブ型 25 t 吊	切 梁 ・ 腹 起 し 撤 去	タ イ ロ ッ ド 腹 起 し 設 置	タ イ ロ ッ ド 腹 起 し 撤 去					
種 目	使 用 機 械															
切 梁 ・ 腹 起 し 設 置	ラフテレーンクレーン 排出ガス対策型(第2次基準値 2011 年規制) 油圧伸縮ジブ型 25 t 吊															
切 梁 ・ 腹 起 し 撤 去																
タ イ ロ ッ ド 腹 起 し 設 置																
タ イ ロ ッ ド 腹 起 し 撤 去																

下水道用設計標準歩掛表の一部改定 第1巻 管路

頁	改定趣旨	現 行						
53	使用機械、諸雑費率の変更	4. 施工歩掛 各工種における標準の作業歩掛は、次表のとおりとする。 表-12-15 施工歩掛						
		名 称	規 格	単 位	切梁・腹起し (10 t 当り)		タイロッド・腹起し (10 t 当り)	
					設 置	撤 去	設 置	撤 去
		土木一般世話役		人	1.7 (1.0)	1.0 (0.5)	4.9	2.2
		とび工		人	3.2 (1.9)	1.9 (1.2)	9.9	4.4
		溶接工		人	1.7 (1.0)	1.0 (0.5)	4.9	2.2
		普通作業員		人	1.7 (1.0)	1.0 (0.5)	4.9	2.2
		ラフテレンクレーン賃料	排出ガス対策型 (第2次基準値) 油圧伸縮ジブ型 25 t 吊	日	1.7 (1.0)	1.0 (0.5)	4.9	2.2
		諸 雑 費 率		%	4	6	8	9
		歩掛算出の施工重量 又は施工面積			主部材及び副部材の全質量		タイロッド及び腹起し材の質量	
		備考 1 切梁・腹起しにおいては、加工材を標準とし、中間支柱の施工は含まない。また、火打ちブロックを使用する場合は、()内の値を計上する。 2 タイロッド・腹起しにおいては、中埋土の充填・排除は含まない。 3 諸雑費は、溶接棒、アセチレンガス、酸素、溶接機損料、溶接機運転経費等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。						

工 種 名	管路施設 (開削工法)							
改 定								
53	使用機械、諸雑費率の変更	4. 施工歩掛 各工種における標準の作業歩掛は、次表のとおりとする。 表-12-15 施工歩掛						
		名 称	規 格	単 位	切梁・腹起し (10 t 当り)		タイロッド・腹起し (10 t 当り)	
					設 置	撤 去	設 置	撤 去
		土木一般世話役		人	1.7 (1.0)	1.0 (0.5)	4.9	2.2
		とび工		人	3.2 (1.9)	1.9 (1.2)	9.9	4.4
		溶接工		人	1.7 (1.0)	1.0 (0.5)	4.9	2.2
		普通作業員		人	1.7 (1.0)	1.0 (0.5)	4.9	2.2
		ラフテレンクレーン賃料	排出ガス対策型 (第2次基準値 2011年規制) 油圧伸縮ジブ型 25 t 吊	日	1.7 (1.0)	1.0 (0.5)	4.9	2.2
		諸 雑 費 率		%	4	6	8	9
		歩掛算出の施工重量 又は施工面積			主部材及び副部材の全質量		タイロッド及び腹起し材の質量	
		備考 1 切梁・腹起しにおいては、加工材を標準とし、中間支柱の施工は含まない。また、火打ちブロックを使用する場合は、()内の値を計上する。 2 タイロッド・腹起しにおいては、中埋土の充填・排除は含まない。 3 諸雑費は、溶接棒、アセチレンガス、酸素、溶接機損料、溶接機運転経費等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。						

53	使用機械の変更	E-12-1 切梁・腹起し設置工 【DGD10420】 (1 t 当り)						
		種 目	形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
		土木一般世話役		人				表-12-15
		とび工		人				表-12-15
		溶接工		人				表-12-15
		普通作業員		人				表-12-15
		ラフテレンクレーン賃料	排出ガス対策型 (第2次基準値) 油圧伸縮ジブ 25 t 吊	日				表-12-15
		諸 雑 費		式	1			表-12-15
		計						10 t 当り
		1 t 当り						計/10 t

53	使用機械の変更	E-12-1 切梁・腹起し設置工 【DGD10420】 (1 t 当り)						
		種 目	形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
		土木一般世話役		人				表-12-15
		とび工		人				表-12-15
		溶接工		人				表-12-15
		普通作業員		人				表-12-15
		ラフテレンクレーン賃料	排出ガス対策型 (第2次基準値 2011年規制) 油圧伸縮ジブ 25 t 吊	日				表-12-15
		諸 雑 費		式	1			表-12-15
		計						10 t 当り
		1 t 当り						計/10 t

54	使用機械の変更	E-12-2 切梁・腹起し撤去工 【DGD10430】 (1 t 当り)						
		種 目	形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
		土木一般世話役		人				表-12-15
		とび工		人				表-12-15
		溶接工		人				表-12-15
		普通作業員		人				表-12-15
		ラフテレンクレーン賃料	排出ガス対策型 (第2次基準値) 油圧伸縮ジブ 25 t 吊	日				表-12-15
		諸 雑 費		式	1			表-12-15
		計						10 t 当り
		1 t 当り						計/10 t

54	使用機械の変更	E-12-2 切梁・腹起し撤去工 【DGD10430】 (1 t 当り)						
		種 目	形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
		土木一般世話役		人				表-12-15
		とび工		人				表-12-15
		溶接工		人				表-12-15
		普通作業員		人				表-12-15
		ラフテレンクレーン賃料	排出ガス対策型 (第2次基準値 2011年規制) 油圧伸縮ジブ 25 t 吊	日				表-12-15
		諸 雑 費		式	1			表-12-15
		計						10 t 当り
		1 t 当り						計/10 t

下水道用設計標準歩掛表の一部改定 第1巻 管路

頁	改定趣旨	現 行						
54	使用機械の変更	E-12-3 タイロッド・腹起し設置工 【DGD10440】 (1t当り)						
		種 目	形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
		土 木 一 般 世 話 役		人				表-12-15
		と び 工		人				表-12-15
		溶 接 工		人				表-12-15
		普 通 作 業 員		人				表-12-15
		ラフテレンクレーン賃料	排出ガス対策型 (第2次基準値) 油圧伸縮ジブ 25 t 吊	日				表-12-15
		タ イ ロ ッ ド	φ32~42mm	t				必要量計上
		諸 雑 費		式	1			表-12-15
		計						10 t 当り
		1 t 当り						計/10 t
54	使用機械の変更	E-12-4 タイロッド・腹起し撤去工 【DGD10450】 (1t当り)						
		種 目	形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
		土 木 一 般 世 話 役		人				表-12-15
		と び 工		人				表-12-15
		溶 接 工		人				表-12-15
		普 通 作 業 員		人				表-12-15
		ラフテレンクレーン賃料	排出ガス対策型 (第2次基準値) 油圧伸縮ジブ 25 t 吊	日				表-12-15
		諸 雑 費		式	1			表-12-15
		計						10 t 当り
		1 t 当り						計/10 t
59	機械指定事項の変更	(5) 機械運転単価表						
		機 械 名	規 格	適 用 単 価 表	指 定 事 項			
		パ ッ ク ホ ウ	クローラ型 クレーン機能付 吊能力 1.7t 吊 排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積 0.28m ³ /平積 0.2m ³	機-28	運 転 労 務 数 量→1.00 燃 料 消 費 量→41 機 械 賃 料 数 量→1.64			
		パ ッ ク ホ ウ	クローラ型 クレーン機能付 吊能力 2.9t 吊 排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積 0.45m ³ /平積 0.35m ³	機-28	運 転 労 務 数 量→1.00 燃 料 消 費 量→59 機 械 賃 料 数 量→1.64			
		パ ッ ク ホ ウ	クローラ型 クレーン機能付 吊能力 2.9t 吊 排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積 0.8m ³ /平積 0.6m ³	機-28	運 転 労 務 数 量→1.00 燃 料 消 費 量→102 機 械 賃 料 数 量→1.64			
		ク レ ー ン 装 置 付 ト ラ ッ ク	4t級, 2.9t 吊	機-28	運 転 労 務 数 量→1.00 燃 料 消 費 量→38 機 械 賃 料 数 量→1.23			

工 種 名	管 路 施 設 (開 削 工 法)						
改 定							
E-12-3 タイロッド・腹起し設置工 【DGD10440】 (1t当り)							
	種 目	形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
	土 木 一 般 世 話 役		人				表-12-15
	と び 工		人				表-12-15
	溶 接 工		人				表-12-15
	普 通 作 業 員		人				表-12-15
	ラフテレンクレーン賃料	排出ガス対策型 (第2次基準値 2011 年規制) 油圧伸縮ジブ 25 t 吊	日				表-12-15
	タ イ ロ ッ ド	φ32~42mm	t				必要量計上
	諸 雑 費		式	1			表-12-15
	計						10 t 当り
	1 t 当り						計/10 t
E-12-4 タイロッド・腹起し撤去工 【DGD10450】 (1t当り)							
	種 目	形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
	土 木 一 般 世 話 役		人				表-12-15
	と び 工		人				表-12-15
	溶 接 工		人				表-12-15
	普 通 作 業 員		人				表-12-15
	ラフテレンクレーン賃料	排出ガス対策型 (第2次基準値 2011 年規制) 油圧伸縮ジブ 25 t 吊	日				表-12-15
	諸 雑 費		式	1			表-12-15
	計						10 t 当り
	1 t 当り						計/10 t
(5) 機械運転単価表							
	機 械 名	規 格	適 用 単 価 表	指 定 事 項			
	パ ッ ク ホ ウ	クローラ型 クレーン機能付 吊能力 1.7t 吊 排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積 0.28m ³ /平積 0.2m ³	機-28	運 転 労 務 数 量→1.00 燃 料 消 費 量→41 機 械 賃 料 数 量→1.64	燃 料 消 費 量→ 41 38 機 械 賃 料 数 量→1.64		
	パ ッ ク ホ ウ	クローラ型 クレーン機能付 吊能力 2.9t 吊 排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積 0.45m ³ /平積 0.35m ³	機-28	運 転 労 務 数 量→1.00 燃 料 消 費 量→59 機 械 賃 料 数 量→1.64	燃 料 消 費 量→ 59 55 機 械 賃 料 数 量→1.64		
	パ ッ ク ホ ウ	クローラ型 クレーン機能付 吊能力 2.9t 吊 排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積 0.8m ³ /平積 0.6m ³	機-28	運 転 労 務 数 量→1.00 燃 料 消 費 量→102 機 械 賃 料 数 量→1.64	燃 料 消 費 量→ 102 96 機 械 賃 料 数 量→1.64		
	ク レ ー ン 装 置 付 ト ラ ッ ク	4t級, 2.9t 吊	機-28	運 転 労 務 数 量→1.00 燃 料 消 費 量→38 機 械 賃 料 数 量→1.23	燃 料 消 費 量→ 38 35 機 械 賃 料 数 量→1.23		

下水道用設計標準歩掛表の一部改定 第1巻 管路

頁	改定趣旨	現 行	工 種 名	管 路 施 設 (開 削 工 法)	改 定																																																
65	諸雑費率の変更	<p>(4) 諸雑費 二重管ストレーナ工法の1本当たり諸雑費は、グラウト流量・圧力測定装置、薬液ミキサ、グラウトミキサ、送水ポンプ、送液ポンプ、貯水槽、貯液槽の損料及び電力に関する経費等の費用であり、労務費及び機械損料の合計額（水ガラス積算流量計は除く）に次表の率を乗じた金額を上限として計上する。</p> <p style="text-align: center;">表-15-8 二重管ストレーナ工法の諸雑費率 (%)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>工 法</th> <th>セット数</th> <th>諸雑費率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">単 相 方 式</td> <td>2</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">複 相 方 式</td> <td>2</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table>	工 法	セット数	諸雑費率	単 相 方 式	2	20	4	19	複 相 方 式	2	21	4	20			<p>(4) 諸雑費 二重管ストレーナ工法の1本当たり諸雑費は、グラウト流量・圧力測定装置、薬液ミキサ、グラウトミキサ、送水ポンプ、送液ポンプ、貯水槽、貯液槽の損料及び電力に関する経費等の費用であり、労務費及び機械損料の合計額（水ガラス積算流量計は除く）に次表の率を乗じた金額を上限として計上する。</p> <p style="text-align: center;">表-15-8 二重管ストレーナ工法の諸雑費率 (%)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>工 法</th> <th>セット数</th> <th>諸雑費率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">単 相 方 式</td> <td>2</td> <td>20 19</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>19 18</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">複 相 方 式</td> <td>2</td> <td>21 20</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>20 19</td> </tr> </tbody> </table>	工 法	セット数	諸雑費率	単 相 方 式	2	20 19	4	19 18	複 相 方 式	2	21 20	4	20 19																						
工 法	セット数	諸雑費率																																																			
単 相 方 式	2	20																																																			
	4	19																																																			
複 相 方 式	2	21																																																			
	4	20																																																			
工 法	セット数	諸雑費率																																																			
単 相 方 式	2	20 19																																																			
	4	19 18																																																			
複 相 方 式	2	21 20																																																			
	4	20 19																																																			
69	諸雑費率の変更	<p>(6) 諸雑費 二重管ダブルバッカー工法削孔時の諸雑費は、グラウトポンプ・グラウトミキサ・送水ポンプ・貯水槽の損料及び電力に関する経費等の費用であり、一次注入及び二次注入時の諸雑費は、グラウト流量・圧力測定装置・グラウトミキサ・バッカー加圧ポンプ・送水ポンプ・送液ポンプ・貯水槽・貯液槽の損料及び電力に関する経費等の費用であり、労務費、機械損料及び運転経費の合計額（水ガラス積算流量計は除く）に次表の率を乗じた金額を上限として計上する。</p> <p style="text-align: center;">表-15-16 二重管ダブルバッカー工法の諸雑費率 (%)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>セット数</th> <th>諸雑費率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">削 孔</td> <td>1</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>一次注入</td> <td>4</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>二次注入有機系</td> <td>4</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>二次注入無機系</td> <td>4</td> <td>21</td> </tr> </tbody> </table>	条 件	セット数	諸雑費率	削 孔	1	9	2	6	一次注入	4	27	二次注入有機系	4	26	二次注入無機系	4	21			<p>(6) 諸雑費 二重管ダブルバッカー工法削孔時の諸雑費は、グラウトポンプ・グラウトミキサ・送水ポンプ・貯水槽の損料及び電力に関する経費等の費用であり、一次注入及び二次注入時の諸雑費は、グラウト流量・圧力測定装置・グラウトミキサ・バッカー加圧ポンプ・送水ポンプ・送液ポンプ・貯水槽・貯液槽の損料及び電力に関する経費等の費用であり、労務費、機械損料及び運転経費の合計額（水ガラス積算流量計は除く）に次表の率を乗じた金額を上限として計上する。</p> <p style="text-align: center;">表-15-16 二重管ダブルバッカー工法の諸雑費率 (%)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>セット数</th> <th>諸雑費率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">削 孔</td> <td>1</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>一 次 注 入</td> <td>4</td> <td>27 26</td> </tr> <tr> <td>二 次 注 入 有 機 系</td> <td>4</td> <td>26 25</td> </tr> <tr> <td>二 次 注 入 無 機 系</td> <td>4</td> <td>21 20</td> </tr> </tbody> </table>	条 件	セット数	諸雑費率	削 孔	1	9	2	6	一 次 注 入	4	27 26	二 次 注 入 有 機 系	4	26 25	二 次 注 入 無 機 系	4	21 20														
条 件	セット数	諸雑費率																																																			
削 孔	1	9																																																			
	2	6																																																			
一次注入	4	27																																																			
二次注入有機系	4	26																																																			
二次注入無機系	4	21																																																			
条 件	セット数	諸雑費率																																																			
削 孔	1	9																																																			
	2	6																																																			
一 次 注 入	4	27 26																																																			
二 次 注 入 有 機 系	4	26 25																																																			
二 次 注 入 無 機 系	4	21 20																																																			
71	諸雑費率の変更	<p>12. 排水汚泥土処理 注入排水、排土などのための処理設備が必要な場合は、次表とする。</p> <p style="text-align: center;">表-15-24 排水汚泥土処理 (1日当り)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>単 位</th> <th>規 格</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通作業員</td> <td>人</td> <td></td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>工事中水中モーターポンプ損料</td> <td>日</td> <td>φ50mm 全揚程 20m</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>アルカリ水中和装置損料</td> <td>時間</td> <td>炭酸ガス式 処理能力 6 m³/h</td> <td>6.8</td> </tr> <tr> <td>水槽損料</td> <td>供用日</td> <td>鋼板製簡易水槽 5 m³</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>諸雑費率</td> <td>%</td> <td></td> <td>22</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 本工種以外における工事で濁水処理施設を設け、かつその施設で本工種で発生した削孔水等の濁水を処理する場合は計上しない。 2 諸雑費は電力に関する経費等であり、労務費及び機械損料の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。 3 現場における中和剤材料費、排泥運搬のための汚泥吸排車及び処理費は、別途計上する。 4 上表は二重管ストレーナ工法4セットまで、二重管ダブルバッカー工法削孔2セット、注入4セットまでとする。</p>	名 称	単 位	規 格	数 量	普通作業員	人		0.8	工事中水中モーターポンプ損料	日	φ50mm 全揚程 20m	1.0	アルカリ水中和装置損料	時間	炭酸ガス式 処理能力 6 m ³ /h	6.8	水槽損料	供用日	鋼板製簡易水槽 5 m ³	1.5	諸雑費率	%		22			<p>12. 排水汚泥土処理 注入排水、排土などのための処理設備が必要な場合は、次表とする。</p> <p style="text-align: center;">表-15-24 排水汚泥土処理 (1日当り)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>単 位</th> <th>規 格</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通作業員</td> <td>人</td> <td></td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>工事中水中モーターポンプ損料</td> <td>日</td> <td>φ50mm 全揚程 20m</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>アルカリ水中和装置損料</td> <td>時間</td> <td>炭酸ガス式 処理能力 6 m³/h</td> <td>6.8</td> </tr> <tr> <td>水 槽 損 料</td> <td>供用日</td> <td>鋼板製簡易水槽 5 m³</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>諸 雑 費 率</td> <td>%</td> <td></td> <td>22 20</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 本工種以外における工事で濁水処理施設を設け、かつその施設で本工種で発生した削孔水等の濁水を処理する場合は計上しない。 2 諸雑費は電力に関する経費等であり、労務費及び機械損料の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。 3 現場における中和剤材料費、排泥運搬のための汚泥吸排車及び処理費は、別途計上する。 4 上表は二重管ストレーナ工法4セットまで、二重管ダブルバッカー工法削孔2セット、注入4セットまでとする。</p>	名 称	単 位	規 格	数 量	普通作業員	人		0.8	工事中水中モーターポンプ損料	日	φ50mm 全揚程 20m	1.0	アルカリ水中和装置損料	時間	炭酸ガス式 処理能力 6 m ³ /h	6.8	水 槽 損 料	供用日	鋼板製簡易水槽 5 m ³	1.5	諸 雑 費 率	%		22 20
名 称	単 位	規 格	数 量																																																		
普通作業員	人		0.8																																																		
工事中水中モーターポンプ損料	日	φ50mm 全揚程 20m	1.0																																																		
アルカリ水中和装置損料	時間	炭酸ガス式 処理能力 6 m ³ /h	6.8																																																		
水槽損料	供用日	鋼板製簡易水槽 5 m ³	1.5																																																		
諸雑費率	%		22																																																		
名 称	単 位	規 格	数 量																																																		
普通作業員	人		0.8																																																		
工事中水中モーターポンプ損料	日	φ50mm 全揚程 20m	1.0																																																		
アルカリ水中和装置損料	時間	炭酸ガス式 処理能力 6 m ³ /h	6.8																																																		
水 槽 損 料	供用日	鋼板製簡易水槽 5 m ³	1.5																																																		
諸 雑 費 率	%		22 20																																																		

下水道用設計標準歩掛表の一部改定 第1巻 管路

頁	改定趣旨	現 行			
76	機械指定事項の変更	16. 機械運転単価表			
		機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
		トラック (クレーン装置付)	ペーストラック4t級 吊能力2.9t	機-1	
		ボーリングマシン	ロータリーパーカッション式 クローラ型 81kW級	機-12	燃料消費量→81ℓ/日
84	機械指定事項の変更	機械運転単価表			
		機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
		小型バックホウ	クローラ型 排出ガス対策型(第1次基準値) 山積0.13m³ [平積0.1m³]	機-1	運転労務数量→0.17 燃料消費量→3.8 機械損料数量→0.17(日)
		バックホウ	クローラ型 排出ガス対策型(第1次基準値) 山積0.28m³ [平積0.2m³]		運転労務数量→0.17 燃料消費量→6.3 機械損料数量→1.0
			クローラ型 排出ガス対策型(第1次基準値) 山積0.45m³ [平積0.35m³]		運転労務数量→0.17 燃料消費量→9.2 機械損料数量→1.0
			クローラ型 排出ガス対策型(第2次基準値) 山積0.8m³ [平積0.6m³]		運転労務数量→0.17 燃料消費量→16 機械損料数量→1.0

工 種 名		管 路 施 設 (開 削 工 法)			
		改 定			
16. 機械運転単価表					
機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項		
トラック (クレーン装置付)	ペーストラック4t級 吊能力2.9t	機-1			
ボーリングマシン	ロータリーパーカッション式 クローラ型 81kW級	機-12	燃料消費量→ 81.78 ℓ/日		
機械運転単価表					
機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項		
小型バックホウ	クローラ型 排出ガス対策型(第1次基準値) 山積0.13m³ [平積0.1m³]	機-1	運転労務数量→ 0.17 0.16 燃料消費量→ 3.8 3.6 機械損料数量→ 0.17 0.16(日)		
	バックホウ		クローラ型 排出ガス対策型(第1次基準値) 山積0.28m³ [平積0.2m³]	運転労務数量→ 0.17 0.16 燃料消費量→ 6.3 5.9 機械損料数量→1.0	
クローラ型 排出ガス対策型(第1次基準値) 山積0.45m³ [平積0.35m³]			運転労務数量→ 0.17 0.16 燃料消費量→ 9.2 8.6 機械損料数量→1.0		
	クローラ型 排出ガス対策型(第2次基準値) 山積0.8m³ [平積0.6m³]		運転労務数量→ 0.17 0.16 燃料消費量→ 16 15 機械損料数量→1.0		

下水道用設計標準歩掛表の一部改定 第1巻 管路

頁	改定趣旨	現 行																																																																																																																												
86	施工歩掛の改定	<p>C-18 外副管 (1箇所当り)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 目</th> <th>形 状 寸 法</th> <th>単 位</th> <th>数 量</th> <th>単 価 (円)</th> <th>金 額 (円)</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外 副 管 取 付 工</td> <td></td> <td>箇所</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>D-18-1</td> </tr> <tr> <td>砕 石 基 礎 工</td> <td>〇〇-40</td> <td>m²</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>E-17-1~2</td> </tr> <tr> <td>型 枠 工</td> <td></td> <td>m²</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>コ ン ク リ ー ト 工</td> <td></td> <td>m³</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>〇〇箇所当り</td> </tr> <tr> <td>1 箇 所 当 り</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>計/〇〇箇所</td> </tr> </tbody> </table> <p>C-19 内副管 (1箇所当り)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 目</th> <th>形 状 寸 法</th> <th>単 位</th> <th>数 量</th> <th>単 価 (円)</th> <th>金 額 (円)</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内 副 管 取 付 工</td> <td></td> <td>箇所</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>D-19-1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>〇〇箇所当り</td> </tr> <tr> <td>1 箇 所 当 り</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>計/〇〇箇所</td> </tr> </tbody> </table> <p>1. 適用範囲 本歩掛は、下水道工事のマンホールにおける、外副管及び内副管設置作業に適用する。</p> <p>2. 施工歩掛 外副管及び内副管の施工歩掛は、下表による。</p> <p>表-18-1 外副管取付工歩掛表 (1箇所当り)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">内径 (mm)</th> <th colspan="3">100~300</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>土木一般世話役 (人)</th> <th>特殊作業員 (人)</th> <th>普通作業員 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.0m未満</td> <td>0.15</td> <td>0.15</td> <td>0.30</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.0m以上~1.5m未満</td> <td>0.17</td> <td>0.17</td> <td>0.34</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.5m以上~2.0m未満</td> <td>0.19</td> <td>0.19</td> <td>0.38</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2.0m以上~2.5m未満</td> <td>0.20</td> <td>0.20</td> <td>0.40</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2.5m以上~3.0m未満</td> <td>0.22</td> <td>0.22</td> <td>0.44</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3.0m以上~3.5m未満</td> <td>0.23</td> <td>0.23</td> <td>0.46</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3.5m以上~4.0m未満</td> <td>0.24</td> <td>0.24</td> <td>0.48</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 基礎工が必要な場合は、別途計上すること。 2 管種は硬質塩化ビニル管とする。</p>					種 目	形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要	外 副 管 取 付 工		箇所				D-18-1	砕 石 基 礎 工	〇〇-40	m ²				E-17-1~2	型 枠 工		m ²					コ ン ク リ ー ト 工		m ³					計						〇〇箇所当り	1 箇 所 当 り						計/〇〇箇所	種 目	形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要	内 副 管 取 付 工		箇所				D-19-1	計						〇〇箇所当り	1 箇 所 当 り						計/〇〇箇所	内径 (mm)	100~300			摘要	土木一般世話役 (人)	特殊作業員 (人)	普通作業員 (人)	1.0m未満	0.15	0.15	0.30		1.0m以上~1.5m未満	0.17	0.17	0.34		1.5m以上~2.0m未満	0.19	0.19	0.38		2.0m以上~2.5m未満	0.20	0.20	0.40		2.5m以上~3.0m未満	0.22	0.22	0.44		3.0m以上~3.5m未満	0.23	0.23	0.46		3.5m以上~4.0m未満	0.24	0.24	0.48	
種 目	形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要																																																																																																																								
外 副 管 取 付 工		箇所				D-18-1																																																																																																																								
砕 石 基 礎 工	〇〇-40	m ²				E-17-1~2																																																																																																																								
型 枠 工		m ²																																																																																																																												
コ ン ク リ ー ト 工		m ³																																																																																																																												
計						〇〇箇所当り																																																																																																																								
1 箇 所 当 り						計/〇〇箇所																																																																																																																								
種 目	形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要																																																																																																																								
内 副 管 取 付 工		箇所				D-19-1																																																																																																																								
計						〇〇箇所当り																																																																																																																								
1 箇 所 当 り						計/〇〇箇所																																																																																																																								
内径 (mm)	100~300			摘要																																																																																																																										
	土木一般世話役 (人)	特殊作業員 (人)	普通作業員 (人)																																																																																																																											
1.0m未満	0.15	0.15	0.30																																																																																																																											
1.0m以上~1.5m未満	0.17	0.17	0.34																																																																																																																											
1.5m以上~2.0m未満	0.19	0.19	0.38																																																																																																																											
2.0m以上~2.5m未満	0.20	0.20	0.40																																																																																																																											
2.5m以上~3.0m未満	0.22	0.22	0.44																																																																																																																											
3.0m以上~3.5m未満	0.23	0.23	0.46																																																																																																																											
3.5m以上~4.0m未満	0.24	0.24	0.48																																																																																																																											

工 種 名	管路施設 (開削工法)																																																																																																																																										
改 定																																																																																																																																											
<p>C-18 外副管 (1箇所当り)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 目</th> <th>形 状 寸 法</th> <th>単 位</th> <th>数 量</th> <th>単 価 (円)</th> <th>金 額 (円)</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外 副 管 材 料 費</td> <td>材質・管径</td> <td>式</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>外 副 管 取 付 工</td> <td></td> <td>箇所</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>D-18-1</td> </tr> <tr> <td>砕 石 基 礎 工</td> <td>〇〇-40</td> <td>m²</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>E-17-1~2</td> </tr> <tr> <td>型 枠 工</td> <td></td> <td>m²</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>土木工事標準歩掛による</td> </tr> <tr> <td>コ ン ク リ ー ト 工</td> <td></td> <td>m³</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>土木工事標準歩掛による</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>〇〇箇所当り</td> </tr> <tr> <td>1 箇 所 当 り</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>計/〇〇箇所</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 外副管材料費には曲管等の必要となる材料費をすべて計上する。</p> <p>C-19 内副管 (1箇所当り)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 目</th> <th>形 状 寸 法</th> <th>単 位</th> <th>数 量</th> <th>単 価 (円)</th> <th>金 額 (円)</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内 副 管 材 料 費</td> <td>材質・管径</td> <td>式</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>内 副 管 取 付 工</td> <td></td> <td>箇所</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>D-19-1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>〇〇箇所当り</td> </tr> <tr> <td>1 箇 所 当 り</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>計/〇〇箇所</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 内副管材料費には曲管や固定バンド等の必要となる材料費をすべて計上する。</p> <p>1. 適用範囲 本歩掛は、下水道工事のマンホールにおける、呼び径100mm以上300mm以下の硬質塩化ビニル管の外副管及び内副管設置作業に適用する。</p> <p>2. 施工歩掛 外副管及び内副管の施工歩掛は、下表による。</p> <p>表-18-1 外副管取付工歩掛表 (1箇所当り)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">内径 (mm)</th> <th colspan="3">100~300</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>土木一般世話役 (人)</th> <th>特殊作業員 (人)</th> <th>普通作業員 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.0m未満</td> <td>0.15 0.11</td> <td>0.15 0.11</td> <td>0.30 0.22</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.0m以上~1.5m未満</td> <td>0.17 0.13</td> <td>0.17 0.13</td> <td>0.34 0.26</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1.5m以上~2.0m未満</td> <td>0.19 0.14</td> <td>0.19 0.14</td> <td>0.38 0.28</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2.0m以上~2.5m未満</td> <td>0.20 0.16</td> <td>0.20 0.16</td> <td>0.40 0.32</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2.5m以上~3.0m未満</td> <td>0.22 0.17</td> <td>0.22 0.17</td> <td>0.44 0.34</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3.0m以上~3.5m未満</td> <td>0.23 0.18</td> <td>0.23 0.18</td> <td>0.46 0.36</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3.5m以上~4.0m未満</td> <td>0.24 0.19</td> <td>0.24 0.19</td> <td>0.48 0.38</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 基礎工が必要な場合は、別途計上すること。 2 管種は硬質塩化ビニル管とする。</p>						種 目	形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要	外 副 管 材 料 費	材質・管径	式					外 副 管 取 付 工		箇所				D-18-1	砕 石 基 礎 工	〇〇-40	m ²				E-17-1~2	型 枠 工		m ²				土木工事標準歩掛による	コ ン ク リ ー ト 工		m ³				土木工事標準歩掛による	計						〇〇箇所当り	1 箇 所 当 り						計/〇〇箇所	種 目	形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要	内 副 管 材 料 費	材質・管径	式					内 副 管 取 付 工		箇所				D-19-1	計						〇〇箇所当り	1 箇 所 当 り						計/〇〇箇所	内径 (mm)	100~300			摘要	土木一般世話役 (人)	特殊作業員 (人)	普通作業員 (人)	1.0m未満	0.15 0.11	0.15 0.11	0.30 0.22		1.0m以上~1.5m未満	0.17 0.13	0.17 0.13	0.34 0.26		1.5m以上~2.0m未満	0.19 0.14	0.19 0.14	0.38 0.28		2.0m以上~2.5m未満	0.20 0.16	0.20 0.16	0.40 0.32		2.5m以上~3.0m未満	0.22 0.17	0.22 0.17	0.44 0.34		3.0m以上~3.5m未満	0.23 0.18	0.23 0.18	0.46 0.36		3.5m以上~4.0m未満	0.24 0.19	0.24 0.19	0.48 0.38	
種 目	形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要																																																																																																																																					
外 副 管 材 料 費	材質・管径	式																																																																																																																																									
外 副 管 取 付 工		箇所				D-18-1																																																																																																																																					
砕 石 基 礎 工	〇〇-40	m ²				E-17-1~2																																																																																																																																					
型 枠 工		m ²				土木工事標準歩掛による																																																																																																																																					
コ ン ク リ ー ト 工		m ³				土木工事標準歩掛による																																																																																																																																					
計						〇〇箇所当り																																																																																																																																					
1 箇 所 当 り						計/〇〇箇所																																																																																																																																					
種 目	形 状 寸 法	単 位	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要																																																																																																																																					
内 副 管 材 料 費	材質・管径	式																																																																																																																																									
内 副 管 取 付 工		箇所				D-19-1																																																																																																																																					
計						〇〇箇所当り																																																																																																																																					
1 箇 所 当 り						計/〇〇箇所																																																																																																																																					
内径 (mm)	100~300			摘要																																																																																																																																							
	土木一般世話役 (人)	特殊作業員 (人)	普通作業員 (人)																																																																																																																																								
1.0m未満	0.15 0.11	0.15 0.11	0.30 0.22																																																																																																																																								
1.0m以上~1.5m未満	0.17 0.13	0.17 0.13	0.34 0.26																																																																																																																																								
1.5m以上~2.0m未満	0.19 0.14	0.19 0.14	0.38 0.28																																																																																																																																								
2.0m以上~2.5m未満	0.20 0.16	0.20 0.16	0.40 0.32																																																																																																																																								
2.5m以上~3.0m未満	0.22 0.17	0.22 0.17	0.44 0.34																																																																																																																																								
3.0m以上~3.5m未満	0.23 0.18	0.23 0.18	0.46 0.36																																																																																																																																								
3.5m以上~4.0m未満	0.24 0.19	0.24 0.19	0.48 0.38																																																																																																																																								

頁 改定趣旨
87 施工歩掛の改定

現 行

表-19-1 内副管取付工歩掛表 (1箇所当り)

内径 (mm)	100~300			摘要
	土木一般世話役 (人)	特殊作業員 (人)	普通作業員 (人)	
1.0m未満	0.17	0.17	0.17	
1.0m以上~1.5m未満	0.21	0.21	0.21	
1.5m以上~2.0m未満	0.24	0.24	0.24	
2.0m以上~2.5m未満	0.27	0.27	0.27	
2.5m以上~3.0m未満	0.29	0.29	0.29	
3.0m以上~3.5m未満	0.31	0.31	0.31	
3.5m以上~4.0m未満	0.33	0.33	0.33	

備考 管種は硬質塩化ビニル管とする。

3. 単価表

D-18-1 外副管取付工

【DGD10820】

(1箇所当り)

種目	形状寸法	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
土木一般世話役		人				表-18-1
特殊作業員		人				表-18-1
普通作業員		人				表-18-1
管類	〇〇mm	式	1			
諸雑費		式	1			端数処理
計						

D-19-1 内副管取付工

【DGD10825】

(1箇所当り)

種目	形状寸法	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
土木一般世話役		人				表-19-1
特殊作業員		人				表-19-1
普通作業員		人				表-19-1
管類	〇〇mm	式	1			
諸雑費		式	1			端数処理
計						

改 定

表-19-1 内副管取付工歩掛表 (1箇所当り)

内径 (mm)	100~300			摘要
	土木一般世話役 (人)	特殊作業員 (人)	普通作業員 (人)	
1.0m未満	0.17 0.15	0.17 0.15	0.17 0.15	
1.0m以上~1.5m未満	0.21 0.17	0.21 0.17	0.21 0.17	
1.5m以上~2.0m未満	0.24 0.19	0.24 0.19	0.24 0.19	
2.0m以上~2.5m未満	0.27 0.20	0.27 0.20	0.27 0.20	
2.5m以上~3.0m未満	0.29 0.21	0.29 0.21	0.29 0.21	
3.0m以上~3.5m未満	0.31 0.22	0.31 0.22	0.31 0.22	
3.5m以上~4.0m未満	0.33 0.23	0.33 0.23	0.33 0.23	

備考 管種は硬質塩化ビニル管とする。

3. 単価表

D-18-1 外副管取付工

【DGD10820】

(1箇所当り)

種目	形状寸法	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
土木一般世話役		人				表-18-1
特殊作業員		人				表-18-1
普通作業員		人				表-18-1
管類	〇〇mm	式	+			
諸雑費		式	1			端数処理
計						

D-19-1 内副管取付工

【DGD10825】

(1箇所当り)

種目	形状寸法	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
土木一般世話役		人				表-19-1
特殊作業員		人				表-19-1
普通作業員		人				表-19-1
管類	〇〇mm	式	+			
諸雑費		式	1			端数処理
計						

下水道用設計標準歩掛表の一部改定 第1巻 管路

頁	改定趣旨	現 行																																																																																			
		<p>B-9 組立マンホール工 (一式)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 目</th> <th>形 状 寸 法</th> <th>単 位</th> <th>総括表 単 位</th> <th>数 量</th> <th>単 価 (円)</th> <th>金 額 (円)</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>組立0号マンホール</td> <td></td> <td>箇所</td> <td>箇所</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>C-20</td> </tr> <tr> <td>組立1号マンホール</td> <td></td> <td>箇所</td> <td>箇所</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>C-20</td> </tr> <tr> <td>組立2号マンホール</td> <td></td> <td>箇所</td> <td>箇所</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>C-20</td> </tr> <tr> <td>組立3号マンホール</td> <td></td> <td>箇所</td> <td>箇所</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>C-20</td> </tr> <tr> <td>組立4号マンホール</td> <td></td> <td>箇所</td> <td>箇所</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>*</td> </tr> <tr> <td>組立5号マンホール</td> <td></td> <td>箇所</td> <td>箇所</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>*</td> </tr> <tr> <td>外 副 管</td> <td></td> <td>箇所</td> <td>箇所</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>C-18</td> </tr> <tr> <td>内 副 管</td> <td></td> <td>箇所</td> <td>箇所</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>C-19</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>						種 目	形 状 寸 法	単 位	総括表 単 位	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要	組立0号マンホール		箇所	箇所				C-20	組立1号マンホール		箇所	箇所				C-20	組立2号マンホール		箇所	箇所				C-20	組立3号マンホール		箇所	箇所				C-20	組立4号マンホール		箇所	箇所				*	組立5号マンホール		箇所	箇所				*	外 副 管		箇所	箇所				C-18	内 副 管		箇所	箇所				C-19	計					
種 目	形 状 寸 法	単 位	総括表 単 位	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要																																																																														
組立0号マンホール		箇所	箇所				C-20																																																																														
組立1号マンホール		箇所	箇所				C-20																																																																														
組立2号マンホール		箇所	箇所				C-20																																																																														
組立3号マンホール		箇所	箇所				C-20																																																																														
組立4号マンホール		箇所	箇所				*																																																																														
組立5号マンホール		箇所	箇所				*																																																																														
外 副 管		箇所	箇所				C-18																																																																														
内 副 管		箇所	箇所				C-19																																																																														
計																																																																																					
88	表記の修正																																																																																				
98	機械指定事項の変更	<p>(4) 機械運転単価表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 械 名</th> <th>規 格</th> <th>適 用 単 価 表</th> <th>指 定 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パ ッ ク ホ ウ</td> <td>クローラ型 クレーン機 総寸 吊能力1.7t吊 排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積 0.28m³/平積 0.2m³</td> <td>機-28</td> <td>運転労務数量→1.00 燃料消費量→37 機械賃料数量→1.64</td> </tr> </tbody> </table>						機 械 名	規 格	適 用 単 価 表	指 定 事 項	パ ッ ク ホ ウ	クローラ型 クレーン機 総寸 吊能力1.7t吊 排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積 0.28m ³ /平積 0.2m ³	機-28	運転労務数量→1.00 燃料消費量→37 機械賃料数量→1.64																																																																						
機 械 名	規 格	適 用 単 価 表	指 定 事 項																																																																																		
パ ッ ク ホ ウ	クローラ型 クレーン機 総寸 吊能力1.7t吊 排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積 0.28m ³ /平積 0.2m ³	機-28	運転労務数量→1.00 燃料消費量→37 機械賃料数量→1.64																																																																																		

工 種 名	管路施設 (開削工法)																																																																																						
改 定																																																																																							
<p>B-9 組立マンホール工 (一式)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 目</th> <th>形 状 寸 法</th> <th>単 位</th> <th>総括表 単 位</th> <th>数 量</th> <th>単 価 (円)</th> <th>金 額 (円)</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>組立0号マンホール</td> <td></td> <td>箇所</td> <td>箇所</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>C-20</td> </tr> <tr> <td>組立1号マンホール</td> <td></td> <td>箇所</td> <td>箇所</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>C-20</td> </tr> <tr> <td>組立2号マンホール</td> <td></td> <td>箇所</td> <td>箇所</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>C-20</td> </tr> <tr> <td>組立3号マンホール</td> <td></td> <td>箇所</td> <td>箇所</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>C-20</td> </tr> <tr> <td>組立4号マンホール</td> <td></td> <td>箇所</td> <td>箇所</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>* (下位代価なし)</td> </tr> <tr> <td>組立5号マンホール</td> <td></td> <td>箇所</td> <td>箇所</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>* (下位代価なし)</td> </tr> <tr> <td>外 副 管</td> <td></td> <td>箇所</td> <td>箇所</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>C-18</td> </tr> <tr> <td>内 副 管</td> <td></td> <td>箇所</td> <td>箇所</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>C-19</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>								種 目	形 状 寸 法	単 位	総括表 単 位	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要	組立0号マンホール		箇所	箇所				C-20	組立1号マンホール		箇所	箇所				C-20	組立2号マンホール		箇所	箇所				C-20	組立3号マンホール		箇所	箇所				C-20	組立4号マンホール		箇所	箇所				* (下位代価なし)	組立5号マンホール		箇所	箇所				* (下位代価なし)	外 副 管		箇所	箇所				C-18	内 副 管		箇所	箇所				C-19	計							
種 目	形 状 寸 法	単 位	総括表 単 位	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要																																																																																
組立0号マンホール		箇所	箇所				C-20																																																																																
組立1号マンホール		箇所	箇所				C-20																																																																																
組立2号マンホール		箇所	箇所				C-20																																																																																
組立3号マンホール		箇所	箇所				C-20																																																																																
組立4号マンホール		箇所	箇所				* (下位代価なし)																																																																																
組立5号マンホール		箇所	箇所				* (下位代価なし)																																																																																
外 副 管		箇所	箇所				C-18																																																																																
内 副 管		箇所	箇所				C-19																																																																																
計																																																																																							
<p>(4) 機械運転単価表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 械 名</th> <th>規 格</th> <th>適 用 単 価 表</th> <th>指 定 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パ ッ ク ホ ウ</td> <td>クローラ型 クレーン機 総寸 吊能力1.7t吊 排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積 0.28m³/平積 0.2m³</td> <td>機-28</td> <td>運転労務数量→1.00 燃料消費量→3735 機械賃料数量→1.64</td> </tr> </tbody> </table>								機 械 名	規 格	適 用 単 価 表	指 定 事 項	パ ッ ク ホ ウ	クローラ型 クレーン機 総寸 吊能力1.7t吊 排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積 0.28m ³ /平積 0.2m ³	機-28	運転労務数量→1.00 燃料消費量→ 37 35 機械賃料数量→1.64																																																																								
機 械 名	規 格	適 用 単 価 表	指 定 事 項																																																																																				
パ ッ ク ホ ウ	クローラ型 クレーン機 総寸 吊能力1.7t吊 排出ガス対策型 (第2次基準値) 山積 0.28m ³ /平積 0.2m ³	機-28	運転労務数量→1.00 燃料消費量→ 37 35 機械賃料数量→1.64																																																																																				

下水道用設計標準歩掛表の一部改定 第1巻 管路

工種名 管路施設（推進工法）

頁	改定趣旨	現 行			
116	機械指定事項の変更	(4) 機械運転単価表			
		機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
		クレーン装置付トラック	4t級, 2.9t吊	機-18	運転労務数量→1.00 燃料消費量→33 機械損料数量→1.2
124	機械指定事項の変更	(6) 機械運転単価表			
		機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
		クレーン装置付トラック	4t級, 2.9t吊	機-18	運転労務数量→1.00 燃料消費量→33 機械損料数量→1.2
130	機械指定事項の変更	(5) 機械運転単価表			
		機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
		クレーン装置付トラック	4t級, 2.9t吊	機-18	運転労務数量→1.00 燃料消費量→33 機械損料数量→1.2
		発 動 発 電 機	ディーゼルエンジン駆動 排出ガス対策型 (第1次基準値), 45kVA	機-16	燃料消費量→41 機械賃料数量→1.2
ディーゼルエンジン駆動 排出ガス対策型 (第1次基準値), 60kVA	燃料消費量→56 機械賃料数量→1.2				
ディーゼルエンジン駆動 排出ガス対策型 (第1次基準値), 100kVA	燃料消費量→88 機械賃料数量→1.2				
137	機械指定事項の変更	(6) 機械運転単価表			
		機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
		クレーン装置付トラック	4t級, 2.9t吊	機-18	運転労務数量→1.00 燃料消費量→33 機械損料数量→1.2
		発 動 発 電 機	ディーゼルエンジン駆動 排出ガス対策型 (第1次基準値), 25kVA	機-16	燃料消費量→22 機械賃料数量→1.2
ディーゼルエンジン駆動 排出ガス対策型 (第1次基準値), 60kVA	燃料消費量→56 機械賃料数量→1.2				

改 定				
116	(4) 機械運転単価表			
	機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
	クレーン装置付トラック	4t級, 2.9t吊	機-18	運転労務数量→1.00 燃料消費量→ 33 31 機械損料数量→1.2
124	(6) 機械運転単価表			
	機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
	クレーン装置付トラック	4t級, 2.9t吊	機-18	運転労務数量→1.00 燃料消費量→ 33 31 機械損料数量→1.2
130	(5) 機械運転単価表			
	機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
	クレーン装置付トラック	4t級, 2.9t吊	機-18	運転労務数量→1.00 燃料消費量→ 33 31 機械損料数量→1.2
	発 動 発 電 機	ディーゼルエンジン駆動 排出ガス対策型 (第1次基準値), 45kVA	機-16	燃料消費量→ 41 35 機械賃料数量→1.2
ディーゼルエンジン駆動 排出ガス対策型 (第1次基準値), 60kVA		燃料消費量→ 56 48 機械賃料数量→1.2		
ディーゼルエンジン駆動 排出ガス対策型 (第1次基準値), 100kVA		燃料消費量→ 88 75 機械賃料数量→1.2		
137	(6) 機械運転単価表			
	機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
	クレーン装置付トラック	4t級, 2.9t吊	機-18	運転労務数量→1.00 燃料消費量→ 33 31 機械損料数量→1.2
	発 動 発 電 機	ディーゼルエンジン駆動 排出ガス対策型 (第1次基準値), 25kVA	機-16	燃料消費量→ 22 19 機械賃料数量→1.2
ディーゼルエンジン駆動 排出ガス対策型 (第1次基準値), 60kVA		燃料消費量→ 56 48 機械賃料数量→1.2		

下水道用設計標準歩掛表の一部改定 第1巻 管路

工種名 管路施設（推進工法）

頁	改定趣旨	現 行																				
151	機械指定事項の変更	(5) 機械運転単価表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 械 名</th> <th>規 格</th> <th>適用単価表</th> <th>指 定 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>クレーン装置付トラック</td> <td>4 t 級, 2.9 t 吊</td> <td>機-18</td> <td>運転労務数量→1.00 燃料消費量→33 機械損料数量→1.2</td> </tr> </tbody> </table>				機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項	クレーン装置付トラック	4 t 級, 2.9 t 吊	機-18	運転労務数量→1.00 燃料消費量→33 機械損料数量→1.2									
機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項																			
クレーン装置付トラック	4 t 級, 2.9 t 吊	機-18	運転労務数量→1.00 燃料消費量→33 機械損料数量→1.2																			
155	機械指定事項の変更	(4) 機械運転単価表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 械 名</th> <th>規 格</th> <th>適用単価表</th> <th>指 定 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>クレーン装置付トラック</td> <td>4 t 級, 2.9 t 吊</td> <td>機-18</td> <td>運転労務数量→1.00 燃料消費量→33 機械損料数量→1.2</td> </tr> </tbody> </table>				機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項	クレーン装置付トラック	4 t 級, 2.9 t 吊	機-18	運転労務数量→1.00 燃料消費量→33 機械損料数量→1.2									
機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項																			
クレーン装置付トラック	4 t 級, 2.9 t 吊	機-18	運転労務数量→1.00 燃料消費量→33 機械損料数量→1.2																			
168	機械指定事項の変更	(20) 機械運転単価表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 械 名</th> <th>規 格</th> <th>適用単価表</th> <th>指 定 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>クレーン装置付トラック</td> <td>4 t 級, 2.9 t 吊</td> <td>機-18</td> <td>運転労務数量→1.00 燃料消費量→33 機械損料数量→1.2</td> </tr> </tbody> </table>				機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項	クレーン装置付トラック	4 t 級, 2.9 t 吊	機-18	運転労務数量→1.00 燃料消費量→33 機械損料数量→1.2									
機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項																			
クレーン装置付トラック	4 t 級, 2.9 t 吊	機-18	運転労務数量→1.00 燃料消費量→33 機械損料数量→1.2																			
171	機械指定事項の変更	(2) 機械運転単価表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 械 名</th> <th>規 格</th> <th>適用単価表</th> <th>指 定 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>クレーン装置付トラック</td> <td>4 t 級, 2.9 t 吊</td> <td>機-18</td> <td>運転労務数量→1.00 燃料消費量→33 機械損料数量→1.2</td> </tr> </tbody> </table>				機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項	クレーン装置付トラック	4 t 級, 2.9 t 吊	機-18	運転労務数量→1.00 燃料消費量→33 機械損料数量→1.2									
機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項																			
クレーン装置付トラック	4 t 級, 2.9 t 吊	機-18	運転労務数量→1.00 燃料消費量→33 機械損料数量→1.2																			
283	機械指定事項の変更	(2) 発動発電機の燃料消費量 表-62-4 発動発電機の燃料消費量 (ℓ) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">規格(ディーゼルエンジン駆動 ・排出ガス対策型(第2次基準値))</th> <th colspan="2">排 水 方 法</th> </tr> <tr> <th>作 業 時 排 水</th> <th>常 時 排 水</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25kVA</td> <td>26</td> <td>79</td> </tr> <tr> <td>35kVA</td> <td>38</td> <td>115</td> </tr> <tr> <td>60kVA</td> <td>66</td> <td>199</td> </tr> <tr> <td>100kVA</td> <td>104</td> <td>312</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 本表は、運転日当り運転時間が作業時排水 8 h、常時排水 24 h を標準としたものである。</p>				規格(ディーゼルエンジン駆動 ・排出ガス対策型(第2次基準値))	排 水 方 法		作 業 時 排 水	常 時 排 水	25kVA	26	79	35kVA	38	115	60kVA	66	199	100kVA	104	312
規格(ディーゼルエンジン駆動 ・排出ガス対策型(第2次基準値))	排 水 方 法																					
	作 業 時 排 水	常 時 排 水																				
25kVA	26	79																				
35kVA	38	115																				
60kVA	66	199																				
100kVA	104	312																				

改 定																				
(5) 機械運転単価表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 械 名</th> <th>規 格</th> <th>適用単価表</th> <th>指 定 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>クレーン装置付トラック</td> <td>4 t 級, 2.9 t 吊</td> <td>機-18</td> <td>運転労務数量→1.00 燃料消費量→33 31 機械損料数量→1.2</td> </tr> </tbody> </table>				機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項	クレーン装置付トラック	4 t 級, 2.9 t 吊	機-18	運転労務数量→1.00 燃料消費量→ 33 31 機械損料数量→1.2									
機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項																	
クレーン装置付トラック	4 t 級, 2.9 t 吊	機-18	運転労務数量→1.00 燃料消費量→ 33 31 機械損料数量→1.2																	
(4) 機械運転単価表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 械 名</th> <th>規 格</th> <th>適用単価表</th> <th>指 定 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>クレーン装置付トラック</td> <td>4 t 級, 2.9 t 吊</td> <td>機-18</td> <td>運転労務数量→1.00 燃料消費量→33 31 機械損料数量→1.2</td> </tr> </tbody> </table>				機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項	クレーン装置付トラック	4 t 級, 2.9 t 吊	機-18	運転労務数量→1.00 燃料消費量→ 33 31 機械損料数量→1.2									
機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項																	
クレーン装置付トラック	4 t 級, 2.9 t 吊	機-18	運転労務数量→1.00 燃料消費量→ 33 31 機械損料数量→1.2																	
(20) 機械運転単価表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 械 名</th> <th>規 格</th> <th>適用単価表</th> <th>指 定 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>クレーン装置付トラック</td> <td>4 t 級, 2.9 t 吊</td> <td>機-18</td> <td>運転労務数量→1.00 燃料消費量→33 31 機械損料数量→1.2</td> </tr> </tbody> </table>				機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項	クレーン装置付トラック	4 t 級, 2.9 t 吊	機-18	運転労務数量→1.00 燃料消費量→ 33 31 機械損料数量→1.2									
機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項																	
クレーン装置付トラック	4 t 級, 2.9 t 吊	機-18	運転労務数量→1.00 燃料消費量→ 33 31 機械損料数量→1.2																	
(2) 機械運転単価表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 械 名</th> <th>規 格</th> <th>適用単価表</th> <th>指 定 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>クレーン装置付トラック</td> <td>4 t 級, 2.9 t 吊</td> <td>機-18</td> <td>運転労務数量→1.00 燃料消費量→33 31 機械損料数量→1.2</td> </tr> </tbody> </table>				機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項	クレーン装置付トラック	4 t 級, 2.9 t 吊	機-18	運転労務数量→1.00 燃料消費量→ 33 31 機械損料数量→1.2									
機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項																	
クレーン装置付トラック	4 t 級, 2.9 t 吊	機-18	運転労務数量→1.00 燃料消費量→ 33 31 機械損料数量→1.2																	
(2) 発動発電機の燃料消費量 表-62-4 発動発電機の燃料消費量 (ℓ) <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">規格(ディーゼルエンジン駆動 ・排出ガス対策型(第2次基準値))</th> <th colspan="2">排 水 方 法</th> </tr> <tr> <th>作 業 時 排 水</th> <th>常 時 排 水</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25kVA</td> <td>26 22</td> <td>79 67</td> </tr> <tr> <td>35kVA</td> <td>38 33</td> <td>115 98</td> </tr> <tr> <td>60kVA</td> <td>66 56</td> <td>199 168</td> </tr> <tr> <td>100kVA</td> <td>104 88</td> <td>312 264</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 本表は、運転日当り運転時間が作業時排水 8 h、常時排水 24 h を標準としたものである。</p>				規格(ディーゼルエンジン駆動 ・排出ガス対策型(第2次基準値))	排 水 方 法		作 業 時 排 水	常 時 排 水	25kVA	26 22	79 67	35kVA	38 33	115 98	60kVA	66 56	199 168	100kVA	104 88	312 264
規格(ディーゼルエンジン駆動 ・排出ガス対策型(第2次基準値))	排 水 方 法																			
	作 業 時 排 水	常 時 排 水																		
25kVA	26 22	79 67																		
35kVA	38 33	115 98																		
60kVA	66 56	199 168																		
100kVA	104 88	312 264																		

頁 改定趣旨
330 機械指定事項の変更

現 行

6) 標準機械1時間当り燃料消費量

表 51-11 標準機械1時間当り燃料消費量（二次覆工・ポンプ車打設用）

仕上り内径 (mm)		1,350~2,000		2,200~2,800		3,000~5,000	
機関出力及び消費量 機械名	1時間当り消費量 (kWh/kW)	機関出力 (kW)	電力消費量 (kWh/台)	機関出力 (kW)	電力消費量 (kWh/台)	機関出力 (kW)	電力消費量 (kWh/台)
機関車	0.495	4.0	2.0	11.0	5.4	11.0	5.4
ウインチ	0.305	15.0	4.6	15.0	4.6	15.0	4.6
門型クレーン	0.305	4.4	1.3	4.4	1.3	4.4	1.3
門型クレーン用電動ホイスト	0.305	5.4	1.6	5.4	1.6	8.3	2.5
コンクリートポンプ車	0.078	127	(ℓ/h・台) 9.9	127	(ℓ/h・台) 9.9	127	(ℓ/h・台) 9.9

改 定

6) 標準機械1時間当り燃料消費量

表 51-11 標準機械1時間当り燃料消費量（二次覆工・ポンプ車打設用）

仕上り内径 (mm)		1,350~2,000		2,200~2,800		3,000~5,000	
機関出力及び消費量 機械名	1時間当り消費量 (kWh/kW)	機関出力 (kW)	電力消費量 (kWh/台)	機関出力 (kW)	電力消費量 (kWh/台)	機関出力 (kW)	電力消費量 (kWh/台)
機関車	0.495	4.0	2.0	11.0	5.4	11.0	5.4
ウインチ	0.305	15.0	4.6	15.0	4.6	15.0	4.6
門型クレーン	0.305	4.4	1.3	4.4	1.3	4.4	1.3
門型クレーン用電動ホイスト	0.305	5.4	1.6	5.4	1.6	8.3	2.5
コンクリートポンプ車	0.078 0.066	127	(ℓ/h・台) 9.9 8.4	127	(ℓ/h・台) 9.9 8.4	127	(ℓ/h・台) 9.9 8.4

下水道用設計標準歩掛表の一部改定 第1巻 管路

工種名 管路施設(管きょ更生工法)

頁	改定趣旨	現 行			
399	機械指定事項の変更	(3) 機械運転単価表			
		機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
		発 動 発 電 機	ディーゼルエンジン駆動 排出ガス対策型(第1次基準値) 45 kVA	機-16	燃料消費量→37 機械賃料数量→1.2
			ディーゼルエンジン駆動 排出ガス対策型(第1次基準値) 60 kVA		機-16
402	機械指定事項の変更	(4) 機械運転単価表			
		機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
		ト ラ ッ ク	クレーン装置付 4t級 2.9t	機-18	運転労務数量→1 燃料消費量→33 機械損料数量→1.2
		給 水 車	4t 121 kW	機-19	運転労務数量→1 燃料消費量→19 機械損料数量→1.6
		発 動 発 電 機	ディーゼルエンジン駆動 排出ガス対策型(第1次基準値) 60 kVA	機-16	燃料消費量→50 機械賃料数量→1.2
404	機械指定事項の変更	(4) 機械運転単価表			
		機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
		発 動 発 電 機	ディーゼルエンジン駆動 排出ガス対策型(第1次基準値) 45 kVA	機-16	燃料消費量→37 機械賃料数量→1.2
		空 気 圧 縮 機	2.2 m ³ /min	機-30	機械賃料数量→1.4
		本管用TVカメラ車	2t 63 kW	機-19	運転労務数量→1 燃料消費量→11 機械損料数量→1.3
408	機械指定事項の変更	(5) 機械運転単価表			
		機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
		ト ラ ッ ク	クレーン装置付 4t級 2.9t	機-18	運転労務数量→1 燃料消費量→33 機械損料数量→1.2
		発 動 発 電 機	ディーゼルエンジン駆動 排出ガス対策型(第1次基準値) 45 kVA	機-16	燃料消費量→37 機械賃料数量→1.2
			ディーゼルエンジン駆動 排出ガス対策型(第1次基準値) 60 kVA		機-16

		改 定			
		(3) 機械運転単価表			
		機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
		発 動 発 電 機	ディーゼルエンジン駆動 排出ガス対策型(第1次基準値) 45 kVA	機-16	燃料消費量→ 37 31 機械賃料数量→1.2
			ディーゼルエンジン駆動 排出ガス対策型(第1次基準値) 60 kVA		機-16
		(4) 機械運転単価表			
		機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
		ト ラ ッ ク	クレーン装置付 4t級 2.9t	機-18	運転労務数量→1 燃料消費量→ 33 31 機械損料数量→1.2
		給 水 車	4t 121 kW	機-19	運転労務数量→1 燃料消費量→19 機械損料数量→1.6
		発 動 発 電 機	ディーゼルエンジン駆動 排出ガス対策型(第1次基準値) 60 kVA	機-16	燃料消費量→ 50 42 機械賃料数量→1.2
		(4) 機械運転単価表			
		機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
		発 動 発 電 機	ディーゼルエンジン駆動 排出ガス対策型(第1次基準値) 45 kVA	機-16	燃料消費量→ 37 31 機械賃料数量→1.2
		空 気 圧 縮 機	2.2 m ³ /min	機-30	機械賃料数量→1.4
		本管用TVカメラ車	2t 63 kW	機-19	運転労務数量→1 燃料消費量→11 機械損料数量→1.3
		(5) 機械運転単価表			
		機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
		ト ラ ッ ク	クレーン装置付 4t級 2.9t	機-18	運転労務数量→1 燃料消費量→ 33 31 機械損料数量→1.2
		発 動 発 電 機	ディーゼルエンジン駆動 排出ガス対策型(第1次基準値) 45 kVA	機-16	燃料消費量→ 37 31 機械賃料数量→1.2
			ディーゼルエンジン駆動 排出ガス対策型(第1次基準値) 60 kVA		機-16

下水道用設計標準歩掛表の一部改定 第1巻 管路

頁	改定趣旨	現 行			
417	機械指定事項の変更	(3) 機械運転単価表			
		機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
		ト ラ ッ ク (クレーン装置付)	4t級, 2.9t	機-18	運転労務数量→1 燃料消費量→33 機械損料数量→1.2
		反 転 ・ 引 込 車	4t, 154kw	機-19	運転労務数量→1 燃料消費量→66 機械損料数量→1.3
		硬 化 ・ 形 成 車	4t, 154kw	機-19	運転労務数量→1 燃料消費量→66 機械損料数量→1.3
		空 気 圧 縮 機	可搬式・エンジン駆動・スクリュ型・ 排出ガス対策型(第1次基準値) 5.0 m ³ /min	機-16	燃 料 消 費 量→44 機 械 賃 料 数 量→1.8
発 動 発 電 機	ディーゼルエンジン駆動・ 排出ガス対策型(第1次基準値) 45kVA	機-16	燃 料 消 費 量→37 機 械 賃 料 数 量→1.2		
備考1 反転・引込車は、更生管材の挿入工程施工に関わる専用機能車、ボイラー車、給水車、更生管材牽引装置等の機能を見込んだものである。 2 硬化・形成車は、更生管材の硬化・形成工程施工に関わる専用機能車、ボイラー車、給水車等の機能を見込んだものである。					

頁	改定趣旨	現 行			
421	機械指定事項の変更	(4) 機械運転単価表			
		機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
		ト ラ ッ ク (クレーン装置付)	4t級, 2.0t	機-18	運転労務数量→1 燃料消費量→33 機械損料数量→1.2
		ト ラ ッ ク	2t積	機-19	運転労務数量→1 燃料消費量→20 機械損料数量→1.1
		本管用TVカメラ車	2t, 63kw	機-19	運転労務数量→1 燃料消費量→11 機械損料数量→1.3
		高 圧 洗 浄 車	4t, 147kw	機-19	運転労務数量→1 燃料消費量→30 機械損料数量→1.3
せ ん 孔 機 車	2t, 84kw	機-19	運転労務数量→1 燃料消費量→22 機械損料数量→1.2		

頁	改定趣旨	現 行			
423	機械指定事項の変更	(2) 機械運転単価表			
		機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
		ト ラ ッ ク (クレーン装置付)	4t級, 2.9t	機-18	運転労務数量→1 燃料消費量→33 機械損料数量→1.2
		発 動 発 電 機	ディーゼルエンジン駆動・ 排出ガス対策型(第1次基準値) 45kVA	機-16	燃 料 消 費 量→37 機 械 賃 料 数 量→1.2

工 種 名	管路施設 (管きょ更生工法)			
改 定				
	(3) 機械運転単価表			
	機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
	ト ラ ッ ク (クレーン装置付)	4t級, 2.9t	機-18	運転労務数量→1 燃料消費量→ 33 31 機械損料数量→1.2
	反 転 ・ 引 込 車	4t, 154kw	機-19	運転労務数量→1 燃料消費量→ 66 56 機械損料数量→1.3
	硬 化 ・ 形 成 車	4t, 154kw	機-19	運転労務数量→1 燃料消費量→ 66 56 機械損料数量→1.3
	空 気 圧 縮 機	可搬式・エンジン駆動・スクリュ型・ 排出ガス対策型(第1次基準値) 5.0 m ³ /min	機-16	燃 料 消 費 量→ 44 37 機 械 賃 料 数 量→1.8
発 動 発 電 機	ディーゼルエンジン駆動・ 排出ガス対策型(第1次基準値) 45kVA	機-16	燃 料 消 費 量→ 37 31 機 械 賃 料 数 量→1.2	
備考1 反転・引込車は、更生管材の挿入工程施工に関わる専用機能車、ボイラー車、給水車、更生管材牽引装置等の機能を見込んだものである。 2 硬化・形成車は、更生管材の硬化・形成工程施工に関わる専用機能車、ボイラー車、給水車等の機能を見込んだものである。				

工 種 名	管路施設 (管きょ更生工法)			
改 定				
	(4) 機械運転単価表			
	機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
	ト ラ ッ ク (クレーン装置付)	4t級, 2.0t	機-18	運転労務数量→1 燃料消費量→ 33 31 機械損料数量→1.2
	ト ラ ッ ク	2t積	機-19	運転労務数量→1 燃料消費量→ 20 18 機械損料数量→1.1
	本管用TVカメラ車	2t, 63kw	機-19	運転労務数量→1 燃料消費量→11 機械損料数量→1.3
	高 圧 洗 浄 車	4t, 147kw	機-19	運転労務数量→1 燃料消費量→ 30 25 機械損料数量→1.3
せ ん 孔 機 車	2t, 84kw	機-19	運転労務数量→1 燃料消費量→ 22 20 機械損料数量→1.2	

工 種 名	管路施設 (管きょ更生工法)			
改 定				
	(2) 機械運転単価表			
	機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
	ト ラ ッ ク (クレーン装置付)	4t級, 2.9t	機-18	運転労務数量→1 燃料消費量→ 33 31 機械損料数量→1.2
	発 動 発 電 機	ディーゼルエンジン駆動・ 排出ガス対策型(第1次基準値) 45kVA	機-16	燃 料 消 費 量→ 37 31 機 械 賃 料 数 量→1.2

下水道用設計標準歩掛表の一部改定 第1巻 管路

工種名 管路施設（管きよ更生工法）

頁	改定趣旨	現 行				改 定																			
424	機械指定事項の変更	(2) 機械運転単価表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 械 名</th> <th>規 格</th> <th>適用単価表</th> <th>指 定 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発 動 発 電 機</td> <td>ディーゼルエンジン駆動・ 排出ガス対策型（第1次基準値） 25kVA</td> <td>機-16</td> <td>燃 料 消 費 量→20 機 械 賃 料 数 量→1.2</td> </tr> </tbody> </table>				機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項	発 動 発 電 機	ディーゼルエンジン駆動・ 排出ガス対策型（第1次基準値） 25kVA	機-16	燃 料 消 費 量→20 機 械 賃 料 数 量→1.2	(2) 機械運転単価表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 械 名</th> <th>規 格</th> <th>適用単価表</th> <th>指 定 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発 動 発 電 機</td> <td>ディーゼルエンジン駆動・ 排出ガス対策型（第1次基準値） 25kVA</td> <td>機-16</td> <td>燃 料 消 費 量→20 17 機 械 賃 料 数 量→1.2</td> </tr> </tbody> </table>				機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項	発 動 発 電 機	ディーゼルエンジン駆動・ 排出ガス対策型（第1次基準値） 25kVA	機-16	燃 料 消 費 量→ 20 17 機 械 賃 料 数 量→1.2
機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項																						
発 動 発 電 機	ディーゼルエンジン駆動・ 排出ガス対策型（第1次基準値） 25kVA	機-16	燃 料 消 費 量→20 機 械 賃 料 数 量→1.2																						
機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項																						
発 動 発 電 機	ディーゼルエンジン駆動・ 排出ガス対策型（第1次基準値） 25kVA	機-16	燃 料 消 費 量→ 20 17 機 械 賃 料 数 量→1.2																						
426	機械指定事項の変更	(2) 機械運転単価表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 械 名</th> <th>規 格</th> <th>適用単価表</th> <th>指 定 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発 動 発 電 機</td> <td>ディーゼルエンジン駆動 5kVA</td> <td>機-16</td> <td>燃 料 消 費 量→5.0 機 械 賃 料 数 量→1.2</td> </tr> </tbody> </table>				機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項	発 動 発 電 機	ディーゼルエンジン駆動 5kVA	機-16	燃 料 消 費 量→5.0 機 械 賃 料 数 量→1.2	(2) 機械運転単価表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 械 名</th> <th>規 格</th> <th>適用単価表</th> <th>指 定 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発 動 発 電 機</td> <td>ディーゼルエンジン駆動 5kVA</td> <td>機-16</td> <td>燃 料 消 費 量→5.0 4.2 機 械 賃 料 数 量→1.2</td> </tr> </tbody> </table>				機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項	発 動 発 電 機	ディーゼルエンジン駆動 5kVA	機-16	燃 料 消 費 量→ 5.0 4.2 機 械 賃 料 数 量→1.2
機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項																						
発 動 発 電 機	ディーゼルエンジン駆動 5kVA	機-16	燃 料 消 費 量→5.0 機 械 賃 料 数 量→1.2																						
機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項																						
発 動 発 電 機	ディーゼルエンジン駆動 5kVA	機-16	燃 料 消 費 量→ 5.0 4.2 機 械 賃 料 数 量→1.2																						

下水道用設計標準歩掛表の一部改定 第1巻 管路

工種名 管路施設(立坑)

頁	改定趣旨	現 行			
437	機械指定事項の変更	(2) 機械運転単価表			
		機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
		ト ラ ッ ク (クレーン装置付)	4t級, 2.9t吊	機-18	運転労務数量→1.00 燃料消費量→33 機械損料数量→1.20
		バ ッ ク ホ ウ	クローラ型 排出ガス対策型(第1次基準値) (山積/平積) 0.45/0.35m³	機-18	運転労務数量→1.00 燃料消費量→45 機械損料数量→1.05
		ク ラ ム シ ェ ル	油圧クラムシェル テレスコピック式 平積 0.4m³	機-18	運転労務数量→1.00 燃料消費量→70 機械損料数量→0.89
439	機械指定事項の変更	(2) 機械運転単価表			
		機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
		ト ラ ッ ク (クレーン装置付)	4 t 級, 2.9 t 吊	機-18	運転労務数量→1.00 燃料消費量→33 機械損料数量→1.20
446	機械指定事項の変更	(5) 機械運転単価表			
		機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
		圧入機	掃動圧入機 呼び径φ1,500, φ1,800, φ2,000	機-1	運転労務数量 → 0.15 燃料消費量 → ○○kw×0.175/kw-h 機械損料数量 → 1.0
			掃動圧入機 呼び径φ2500		
			回転圧入機 呼び径φ1,500, φ1,800, φ2,000		
			回転圧入機 呼び径φ2,500		
		ク ラ ム シ ェ ル	油圧クラムシェル テレスコピック式 平積 0.2m³	機-1	運転労務数量 → 0.16 燃料消費量 → 6.3 機械損料数量 → 1.0
			油圧クラムシェル テレスコピック式 平積 0.3m³		
			油圧クラムシェル テレスコピック式 平積 0.4m³		
			油圧クラムシェル テレスコピック式 平積 0.6m³		
		クレーン装置付 ト ラ ッ ク	4t級, 2.9t吊	機-1	運転労務数量 → 0.17 燃料消費量 → 5.7 機械損料数量 → 1.0

改 定				
(2) 機械運転単価表	機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
	ト ラ ッ ク (クレーン装置付)	4t級, 2.9t吊	機-18	運転労務数量→1.00 燃料消費量→ 33 31 機械損料数量→ 1.20 1.23
	バ ッ ク ホ ウ	クローラ型 排出ガス対策型(第1次基準値) (山積/平積) 0.45/0.35m³	機-18	運転労務数量→1.00 燃料消費量→ 45 54 機械損料数量→ 1.05 1.64
	ク ラ ム シ ェ ル	油圧クラムシェル テレスコピック式 平積 0.4m³	機-18	運転労務数量→1.00 燃料消費量→ 70 96 機械損料数量→ 0.89 1.60
(2) 機械運転単価表	機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
	ト ラ ッ ク (クレーン装置付)	4 t 級, 2.9 t 吊	機-18	運転労務数量→1.00 燃料消費量→ 33 31 機械損料数量→ 1.20 1.23
(5) 機械運転単価表	機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項
	圧入機	掃動圧入機 呼び径φ1,500, φ1,800, φ2,000	機-1	運転労務数量 → 0.15 燃料消費量 → ○○kw×0.175/kw-h 機械損料数量 → 1.0
		掃動圧入機 呼び径φ2500		
		回転圧入機 呼び径φ1,500, φ1,800, φ2,000		
		回転圧入機 呼び径φ2,500		
	ク ラ ム シ ェ ル	油圧クラムシェル テレスコピック式 平積 0.2m³	機-1	運転労務数量 → 0.16 燃料消費量 → 6.3 5.9 機械損料数量 → 1.0
		油圧クラムシェル テレスコピック式 平積 0.3m³		
		油圧クラムシェル テレスコピック式 平積 0.4m³		
		油圧クラムシェル テレスコピック式 平積 0.6m³		
	クレーン装置付 ト ラ ッ ク	4t級, 2.9t吊	機-1	運転労務数量 → 0.17 燃料消費量 → 5.7 5.3 機械損料数量 → 1.0

頁	改定趣旨	現 行	改 定																
452	機械指定事項の変更	<p>(4) 機械運転単価表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 械 名</th> <th>規 格</th> <th>適用単価表</th> <th>指 定 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>クレーン装置付トラック</td> <td>4t級, 2.9t吊</td> <td>機-1</td> <td> 運転労務数量 → 0.17 燃料消費量 → 5.7 機械損料数量 → 1.0 </td> </tr> </tbody> </table>	機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項	クレーン装置付トラック	4t級, 2.9t吊	機-1	運転労務数量 → 0.17 燃料消費量 → 5.7 機械損料数量 → 1.0	<p>(4) 機械運転単価表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 械 名</th> <th>規 格</th> <th>適用単価表</th> <th>指 定 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>クレーン装置付トラック</td> <td>4t級, 2.9t吊</td> <td>機-1</td> <td> 運転労務数量 → 0.17 燃料消費量 → 5.7 5.3 機械損料数量 → 1.0 </td> </tr> </tbody> </table>	機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項	クレーン装置付トラック	4t級, 2.9t吊	機-1	運転労務数量 → 0.17 燃料消費量 → 5.7 5.3 機械損料数量 → 1.0
機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項																
クレーン装置付トラック	4t級, 2.9t吊	機-1	運転労務数量 → 0.17 燃料消費量 → 5.7 機械損料数量 → 1.0																
機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項																
クレーン装置付トラック	4t級, 2.9t吊	機-1	運転労務数量 → 0.17 燃料消費量 → 5.7 5.3 機械損料数量 → 1.0																
463	機械指定事項の変更	<p>機械運転単価表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 械 名</th> <th>規 格</th> <th>適用単価表</th> <th>指 定 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高所作業車</td> <td>トラック架装リフト・ブーム型 (直伸・屈折式) 作業床高さ○m</td> <td>機-28</td> <td> 運転労務数量→1.00 燃料消費量→26 機械賃料数量→1.4 </td> </tr> </tbody> </table>	機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項	高所作業車	トラック架装リフト・ブーム型 (直伸・屈折式) 作業床高さ○m	機-28	運転労務数量→1.00 燃料消費量→26 機械賃料数量→1.4	<p>機械運転単価表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 械 名</th> <th>規 格</th> <th>適用単価表</th> <th>指 定 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高所作業車</td> <td>トラック架装リフト・ブーム型 (直伸・屈折式) 作業床高さ○m</td> <td>機-28</td> <td> 運転労務数量→1.00 燃料消費量→26 18 機械賃料数量→1.4 </td> </tr> </tbody> </table>	機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項	高所作業車	トラック架装リフト・ブーム型 (直伸・屈折式) 作業床高さ○m	機-28	運転労務数量→1.00 燃料消費量→ 26 18 機械賃料数量→1.4
機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項																
高所作業車	トラック架装リフト・ブーム型 (直伸・屈折式) 作業床高さ○m	機-28	運転労務数量→1.00 燃料消費量→26 機械賃料数量→1.4																
機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項																
高所作業車	トラック架装リフト・ブーム型 (直伸・屈折式) 作業床高さ○m	機-28	運転労務数量→1.00 燃料消費量→ 26 18 機械賃料数量→1.4																
468	機械指定事項の変更	<p>機械運転単価表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 械 名</th> <th>規 格</th> <th>適用単価表</th> <th>指 定 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高所作業車</td> <td>トラック架装リフト・ブーム型 (直伸・屈折式) 作業床高さ○m</td> <td>機-28</td> <td> 運転労務数量→1.00 燃料消費量→26 機械賃料数量→1.4 </td> </tr> </tbody> </table>	機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項	高所作業車	トラック架装リフト・ブーム型 (直伸・屈折式) 作業床高さ○m	機-28	運転労務数量→1.00 燃料消費量→26 機械賃料数量→1.4	<p>機械運転単価表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 械 名</th> <th>規 格</th> <th>適用単価表</th> <th>指 定 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高所作業車</td> <td>トラック架装リフト・ブーム型 (直伸・屈折式) 作業床高さ○m</td> <td>機-28</td> <td> 運転労務数量→1.00 燃料消費量→26 18 機械賃料数量→1.4 </td> </tr> </tbody> </table>	機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項	高所作業車	トラック架装リフト・ブーム型 (直伸・屈折式) 作業床高さ○m	機-28	運転労務数量→1.00 燃料消費量→ 26 18 機械賃料数量→1.4
機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項																
高所作業車	トラック架装リフト・ブーム型 (直伸・屈折式) 作業床高さ○m	機-28	運転労務数量→1.00 燃料消費量→26 機械賃料数量→1.4																
機 械 名	規 格	適用単価表	指 定 事 項																
高所作業車	トラック架装リフト・ブーム型 (直伸・屈折式) 作業床高さ○m	機-28	運転労務数量→1.00 燃料消費量→ 26 18 機械賃料数量→1.4																